

最高裁秘書第4163号

令和元年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

令和元年6月3日付け（同月5日受付、第014003号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成31年1月の最高裁判所長官「新年のことば」の決裁文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。